

I

特別支援教育の推進

1 特別支援教育の推進

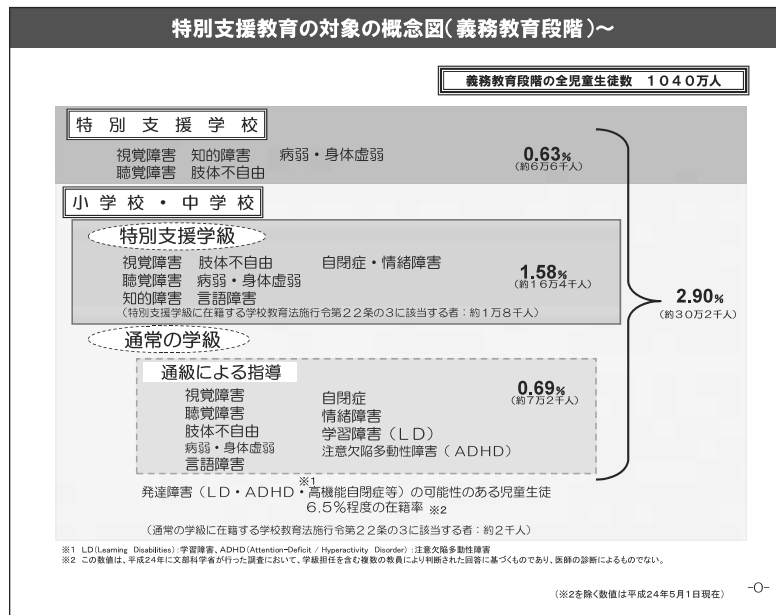
(1) 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。

(文部科学省初等中等教育局長「特別支援教育の推進について（通知）」平成19年4月1日より)



(2) 障害者の権利に関する条約への対応

「障害者の権利に関する条約」が、平成18年12月に国連総会において採択され、平成20年に発効しました。我が国においては、平成19年9月に同条約に署名し、以後、「障がい者制度改革推進本部」やその下に「障がい者制度改革推進会議」が設置されるなど、条約の批准に向けた取組が進められ、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」の批准書を国連事務局に寄託を行いました。これにより、障がい者の差別禁止や社会参加、障がい者の尊厳と権利を保障するなど、障がい者に対する一層の理解啓発や施設整備等の充実が求められていきます。

教育の分野については、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に教育を受けるという障害者権利条約の**インクルーシブ教育システム構築**の理念を踏まえた体制面、財政面も含めた教育制度の在り方や、手話に通じたい者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保、教育の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方などの検討が求められました。

このような中、文部科学省は中央教育審議会初等中等教育分科会に対して審議要請をし、分科会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置され、平成24年7月23日には、同分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告が取りまとめられたところです。

同報告の主な概要は次のようなものになります。

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があること。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であること。また、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であること。
- 特別支援教育を以下の3点の考え方に基づき発展させていくことが必要であること。

- ①障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
- ②障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められており、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ③特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要であり、次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

また、今後、施策を短期と中長期に整理した上で、次のとおり段階的に実施すべきと示されています。

- 〈短期〉 就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。必要な財源を確保して順次実施。
- 〈中長期〉 短期施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上の方策を検討する。最終的には、共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムの構築を目指す。

(3) 障害者基本法の改正

「障がい者制度改革推進会議」の第二次意見や特別委員会の「論点整理」を踏まえ、平成23年8月には障害者基本法が改正され、教育については、第16条において以下のように改正されました。

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

(下線部が改正部分)

2 札幌市の特別支援教育

これまで札幌市においては、「札幌市特別支援教育基本計画」に基づき、「一人一人が学び育つためのニーズに応じた多様な教育の展開」という基本的な考えのもと、以下のような二つの方向性と四つの視点に基づき、障がいのある児童生徒が健やかに学び育つ教育の取組を推進してきました。

【基本的な方向性】

- 一人一人の子どもの生涯を見通し社会へつなぐための継続した専門的教育の推進
- 子どもが地域で学び育つための家庭・学校・地域が共に育む教育の推進

【四つの視点】

□一人一人が学び育つ

～相談・支援体制の整備など環境の充実

□ゆたかに学び育つ

～専門性に基づく教育的支援の充実

□地域で学び育つ

～地域の理解と協力による環境の充実

□安心して学び育つ

～関係機関との連携と協力による環境の充実

札幌市では、ニーズに応じた多様な教育を展開するために、以下の場において特別支援教育を推進しています。

特別支援学校

障がいの比較的重い児童生徒のための学校です。札幌市には道立と市立の特別支援学校があり、市立の特別支援学校は、知的障がい（豊明高等養護学校）、肢体不自由（豊成養護学校・北翔養護学校）、病弱（山の手養護学校）に対応しています。

特別支援学級

障がいの比較軽い児童生徒のための学級であり、小・中学校に設置されています。札幌市では、現在、知的障がい、自閉症・情緒障がい、病弱・身体虚弱の特別支援学級を設置しています。

通級指導教室

小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態等に応じた特別な指導について通級指導教室で受ける教育形態です。

札幌市では、言語障がい（ことばの教室）、難聴（きこえの教室）、弱視（ひとみの教室）、発達障がい（まなびの教室）に対応しています。

通常の学級

通常の学級においても、LDやADHD、広汎性発達障がいなどの子どもが在籍しており、教育的ニーズに応じた指導を行います。

新たな札幌市教育振興基本計画への移行

平成26年度からは「札幌市特別支援教育基本計画」の内容を、新たな「札幌市教育振興基本計画」の特別支援教育の分野に移行して施策を進めます。

(http://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keikaku/new_plan/)

3 札幌市学びの支援委員会について

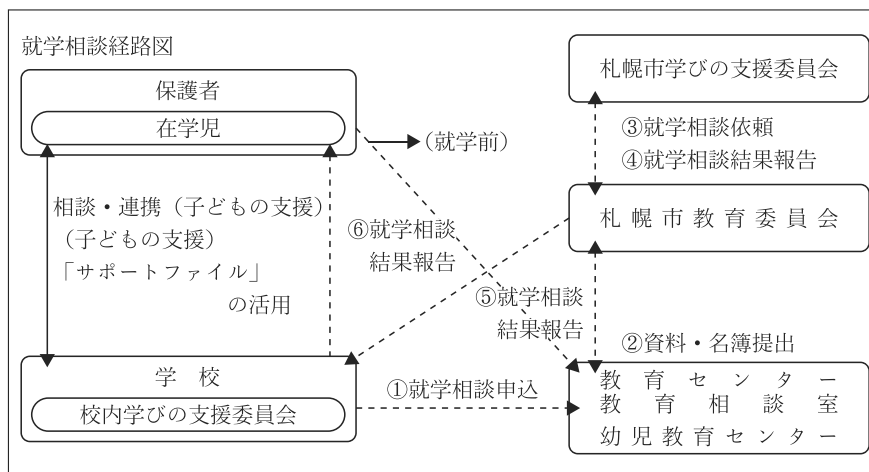
札幌市学びの支援委員会は、札幌市に在住している子どもに対して一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、就学相談において、障がいの判断やふさわしい教育内容等の検討、学びの場等について総合的に判断します。

判断に当たっては、教育センターでの教育相談を十分に行ったものについて、学校教育法施行令第22条の3、文部科学省第756号通知のほか、札幌市教育センターや関係機関から収集した関係資料等を参考にしながら、総合的に判断を行います。

(1) 就学相談と教育相談

就学相談とは、札幌市学びの支援委員会によって、子どもの教育内容や学びの場等について判断する相談です。これに対し教育相談とは、札幌市教育センターにおいて、保護者等の心配に応じ、対象となる子どもへの教育的対応等について話し合うなどの相談ですので、就学相談と教育相談は別のものになります。

なお、就学相談の申込は、事前に教育センターでの教育相談を受けることと、校区の特別支援学級や特別支援学校等での見学・相談を受ける必要があります。



※経路図では、学校から札幌市学びの支援委員会の窓口である札幌市教育センターへ申し込む流れになっています。
※就学の教育相談・就学相談については、幼児教育センターで対応しています。

就学相談に至る過程では、保護者からの相談や担任の気づきから、子どもの抱える困りに対する認識を共有し、将来の自立や社会参加に向けて、どのような教育的ニーズがあるかについて保護者の理解を図ることが重要です。保護者の子どもの障がいに対する受容には期間を要することもあり、校内学びの支援委員会が関係機関等と連携を図っていくことが大切になります。

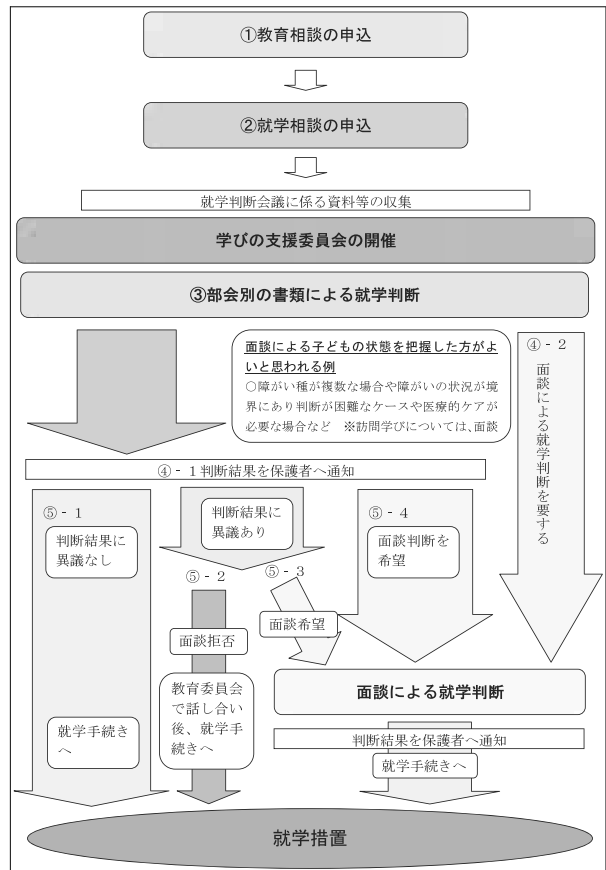
(2) 就学相談の具体的な流れ（平成25年度）

- ①保護者から教育センター教育相談室・幼児教育センターに教育相談の申込をします。
- ②教育センターでの十分な相談を経てから、保護者は就学相談の申込をします。

判断資料の作成・提出

保護者の同意のもと、札幌市学びの支援委員会は学校等に対して資料の提出を求めることになります。学校は「身体・健康の把握」「学習の様子」「集団参加の様子」「校内学びの支援委員会及び校長所見」等、それぞれの欄に記載する内容を検討し、適切に作成する必要があります。

- ③学びの支援委員会での部会別の書類による就学判断を実施します。
- ④-1 判断結果を保護者へ通知します。
- ④-2 面談による判断を要するとの結果がでた場合は、面談による再判断を行い、再判断の意見を保護者に通知して、教育委員会が就学措置を行います。
- ⑤-1 保護者が判断結果に対し異議がない場合は、判断結果に沿って就学手続きを行い、教育委員会が就学措置を行います。
- ⑤-2 保護者が判断結果に対し異議があり、かつ、面談による再判断を拒否する場合は、教育委員会が保護者に対し判断結果の経緯等を説明し、判断結果等への合意を基本として就学措置を行います。
- ⑤-3 保護者が判断結果に対し異議があり、かつ、面談による再判断を希望する場合は、面談による再判断を実施し、教育委員会が保護者に対し再判断の結果を説明し、再判断結果等への合意を基本として就学措置を行います。
- ⑤-4 判断結果の内容にかかわらず、保護者が面談ではなく書類により判断を行ったことに対し異議がある場合は、面談による再判断を行い、面談判断による結果を通知し、教育委員会が就学措置を行います。



○結果通知の方法

- ・就学判断対象者が新就学児童の場合、教育委員会から保護者へ直接通知します。
- ・就学判断対象者が在学児童・生徒の場合、学校を経由し、保護者へ通知します。

■就学相談資料（サポートプラン）について

札幌市学びの支援委員会では、判断に基づき、支援の手だて等を記載した就学相談資料（サポートプラン）を作成します。

個別の教育支援計画（サポートファイルさっぽろP8参照）や個別の指導計画の作成に生かすことができます。

各学校において、長期目標を踏まえて「短期目標」「支援の手だて」を設定します。

児童・生徒氏名：○○ ○○

就学相談資料（サポートプラン）

作成日：平成○年○月○日 札幌市学びの支援委員会

学びの様子	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校では、友達と意思疎通ができていたが、自分の感情をすぐに表情に出してしまうところがあるとのこと。 ・教育相談の検査の場面では、言いたいことが上手くまとまらず、話しが長くなる様子がみられた。 	
支援に生かすことのできる本児の特性やよき	
<ul style="list-style-type: none"> ・少人数であれば、会話を楽しみながら落ち着いて過ごすことができる。 	
長期目標	支援の手だて
<ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えを言葉で表現する力を身につける。 ・場に合った行動をとる力を身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の思いを安心して表出できる場面を設定し、どのように話せば伝わるか具体的に示す。 ・自分の行動が周囲からどのように見られることになるか、ロールプレイなどを通して具体的に考える経験を積み重ねる。
短期目標	支援の手だて
成果と課題	

4 校内学びの支援委員会について

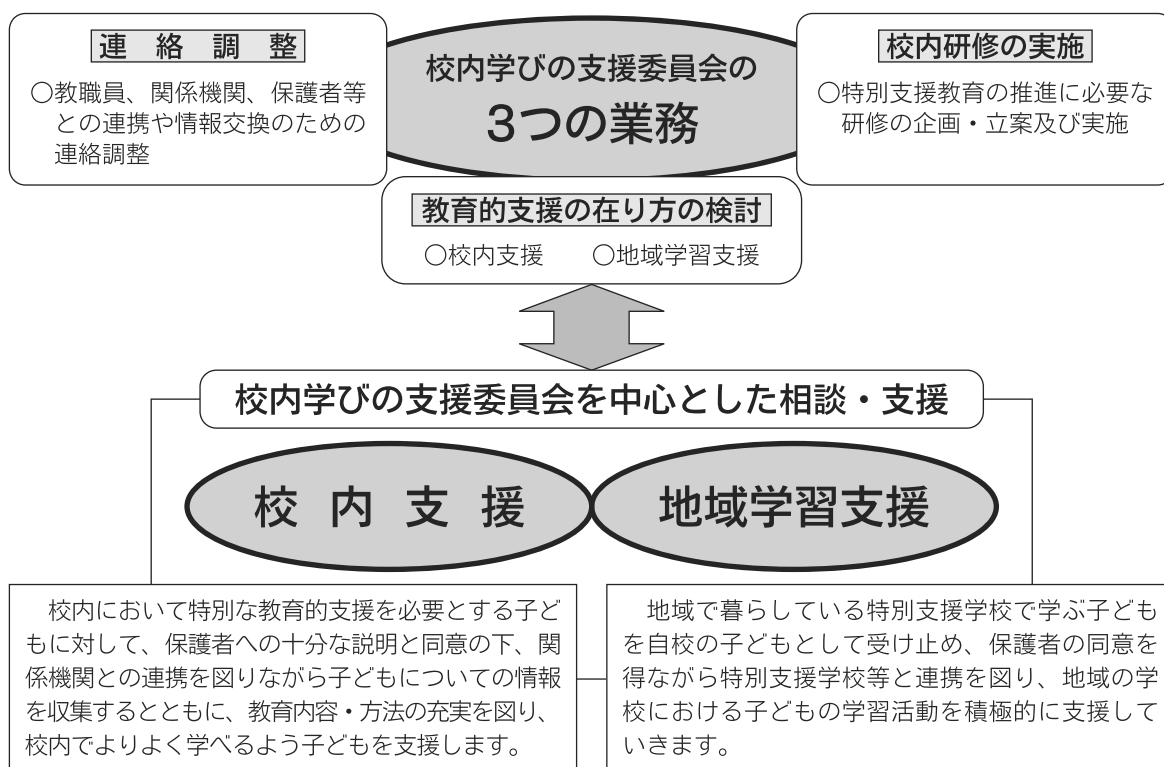
(1) 校内学びの支援委員会の目的

特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、適切かつ効果的・効率的な指導を推進することを目的として設置されています。

「札幌市立幼稚園・学校における特別支援教育の推進について」（平成15年10月14日付け教育長通知）

「札幌市立高等学校における特別支援教育推進体制について」（平成20年3月27日付け指導担当部長通知）

(2) 校内学びの支援委員会の業務



(3) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、校内学びの支援委員会の推進役であり、特別な教育的支援を必要とする子どもの支援を学校全体として推進することができるよう、「校内学びの支援委員会」の協議を円滑に推進するための企画・立案や連絡調整を行うことを役割としています。

企画・立案や連絡調整の内容例

〈校内において〉

- 校内学びの支援委員会やケース検討会議の開催
- 担任への支援や相談
- 校内研修の実施
- 特別支援教育巡回相談員やスクールカウンセラー等との連携

〈保護者に対して〉

- 保護者からの相談への対応や保護者との連携
- 校内全ての保護者に対する特別支援教育の理解啓発

〈外部の関係機関等と〉

- 関係機関からの情報収集・整理
- 関係機関等への相談

「校内学びの支援委員会・特別支援教育コーディネーターハンドブック」（平成25年3月発行）を参照

5 交流及び共同学習について

(1) 交流及び共同学習の意義

交流及び共同学習は、障がいのある子どもと障がいのない子どもの双方が学び育つという意義を十分に理解した上で進めることが大切です。

障がいのある子どもにとっては、生活経験を広め、能力を伸長できるとともに、集団生活を通し社会性を育むことができ、障がいのない子どもにとっては、障がいのある人に対する理解や認識を深める絶好の機会であり、思いやりの気持ちや自らの生き方を考えるなど、豊かな心を育むことができます。

(2) 交流及び共同学習の実施に当たって

実施に当たっては、学校間や双方の担当者などが十分に連絡を取り合い、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切です。

なお、特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であることから、日頃から校内の協力体制を構築し、効果的に活動を設定することが大切です。

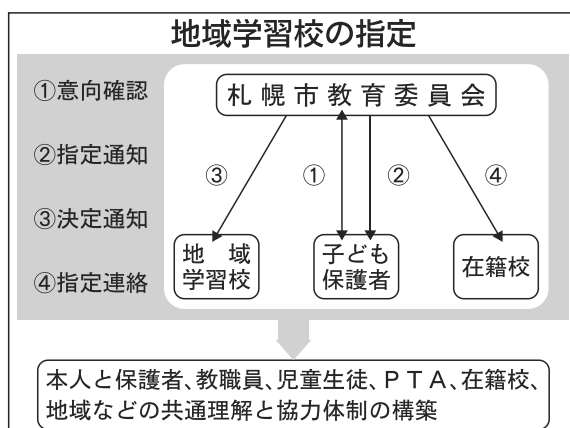
(3) 交流及び共同学習の配慮事項

- 交流及び共同学習の学習内容については、子どもの実態に応じて検討しながら、柔軟性をもって実施します。
- 障がいのある子どもが通常の学級で学ぶ場合は、整列位置や役割分担、一緒に行動するグループの人員構成など、個に応じて配慮します。
- 障がいのある子どもの実態に応じて、適切な教材、教具の準備を行い、主体的に学習に取り組めるように工夫します。

(4) 「地域学習」による交流及び共同学習

「地域学習」は、特別支援学校で学ぶ子どもの地域での学習を支援する仕組みであり、特別支援学校（在籍校）で学ぶ児童生徒が居住する地域の小・中学校の学校行事や学習などへの参加を行い、自分の暮らす地域の子どもたちとふれあい、地域における活動を広げていくことを目的としています。

その地域の小・中学校は「地域学習校」と言います。



地域学習校指定の流れ

「校内学びの支援委員会・特別支援教育コーディネーターハンドブック」（平成25年3月発行）を参照